

第 I 章 序 説



第Ⅰ章 序説

1. 計画策定の経緯

佐渡では、文献によれば平安時代以降に金銀生産が行われ、遺跡としては400年以上にわたる採掘・製錬に関連する多くの遺構、さらにそれらによって形成される景観が良好に遺存している。

また、鉱山技術や鉱山経営の形態は時代によって大きく変遷しているが、多くの鉱業関連遺構が遺存する佐渡では、各時代の金銀生産システムを目の当たりにすることができる。

つまり、当時の鉱山技術のほぼすべてを見ることができる島であり、世界的にも貴重な存在である。

このような遺跡の重要性から、平成6年(1994)に、平安時代から著名な佐渡金銀山のうち、相川金銀山関係遺跡が国の史跡に指定された。相川金銀山は、徳川幕府が直轄地として経営し、大量の金銀を産出した佐渡金銀山の中心である。その後、平成28年(2016)の今日に至るまで、条件が整った生産や鉱山経営に関連する遺跡等が順次追加指定されている。

佐渡奉行所跡など平成6年に指定された史跡については、指定と同時に史跡保存管理計画が策定されたが、当時の計画は相川金銀山の主に近世における生産遺跡の保存と鉱山経営関連遺跡の活用を主体とする内容であった(「史跡佐渡金山遺跡 保存管理計画策定書」)。

しかし、追加指定によって、佐渡全域を視野に入れた「佐渡金銀山」に対象範囲が広がるとともに、相川金銀山跡や鶴子銀山跡など広大な面積を有する土地については民有地等も多く含まれ、また鉱山経営の歴史を引き継ぐ所有者によって管理・公開されている近代遺跡も史跡に含まれる。そのため、今後は関係者・関係機関等の同意協力の下に、史跡の内容や土地利用等の状況に応じた保護を図る必要がある。特に、追加指定された近現代の史跡には、コンクリートや鉄など多様な建設素材で構築された近現代建造物なども含まれるため、この保存と整備に対する新たな技術導入を検討する必要性が生じた。

さらに、佐渡金銀山遺跡は、中近世から近現代に至る様々な鉱山関連の遺構で構成され、遺跡の性質が多岐にわたることから、整備・活用の面からも既存計画の見直しが課題となった。

史跡の管理団体である佐渡市では、今後も「佐渡金銀山遺跡」に包含される未指定の貴重な遺跡についても調査を推進しながら、史跡の追加指定等の措置を執ることによって、計画的・継続的に遺跡の確実な保存を図っていく予定である。このようなことから、平成24年(2012)3月時点で史跡指定されている土地及び土地と一帯を為している建造物や動産並びに近々に追加指定を予定している土地について、「史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画 第Ⅰ期(以下、第Ⅰ期計画)」を策定した。

第Ⅰ期計画策定後、追加指定が図られた遺跡については、平成26年度から27年度にかけて、保存管理の方法や整備活用の方針等を定めるほか、史跡の周辺域を含めた一体的な保全の方向性について「史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画 第Ⅱ期(以下、第Ⅱ期計画)」として検討を行った。第Ⅱ期計画の検討にあたっては、第Ⅰ期計画との統合を行うことを考慮し、第Ⅰ期計画の構成や内容に準拠することを基本としつつ、第Ⅰ期計画の運用から約3年が経過し、現状変更に係る取扱いの判断等、計画運用上の課題が見受けられることから、必要に応じて、第Ⅰ期計画の方針や記載内容について改善を図ることも視野に入れて計画を検討した。

本保存管理計画は、これらの検討結果を踏まえ、「史跡佐渡金銀山」の保存管理計画として、第Ⅰ期計画と第Ⅱ期計画の統合を行ったものである。

2. 計画の目的と対象

(1) 計画の目的

史跡は、我が国の歴史の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の発展向上の基礎をなすもので、適切な形で保存して後世に伝えなければならない。

しかしながら、史跡においては地域住民の生活をはじめとするさまざまな人間の活動が営まれている。史跡佐渡金銀山の中核をなす佐渡鉱山は平成元年に休山したが、所有者の株式会社ゴールデン佐渡が現在も坑道の排水等を含め、鉱山としての管理を継続し、一部は観光坑道として公開され多くの観光客が訪れている。史跡内には観光道路でもある県道や二級河川があり、新潟県佐渡地域振興局が管理しているが、道路や河川の整備、改修等は地域住民を災害から守るという観点から必要なものもある。

また、史跡を活用して地域の住民や国民にその価値を認識してもらうことは、史跡の保存を図るために必要不可欠である。近年、史跡整備にとどまらず、史跡を中核とした地域づくりや観光資源としての活用など、多様な形で史跡を積極的に活用しようとする動きもみられる。

本保存管理計画では、史跡佐渡金銀山遺跡の歴史的特性と現状に基づく本質的価値の把握に努め、史跡の保存管理を進める上での基本方針や方策を決定し、現状変更等の取扱い基準を明確にしながら、史跡の本質的価値を損なうことのないよう様々な観点から保護の措置を図るものとする。また、き損、衰亡した史跡の復旧等による価値の回復や公開・活用のための整備活用の方向性についても検討するものとする。

併せて、中近世から近現代に至る佐渡金銀山遺跡の保存・整備を中心に、各時代にわたる一連の鉱業システムとしての機能を視野に入れた活用についても検討する。

また、史跡の整備方針については、計画の方針と方策に沿って史跡の保存を第一義とした整備を進めるものとするが、多様な素材で構成される遺構、あるいは既に公開されている遺構の保存に対しては、新たな技術導入や社会的背景などにも配慮したものとする。

さらに、史跡の活用にあたっては、史跡が地域の宝として認知され、かつ市民主体による保護活動が定着するよう、市民と行政との連携や体制整備にも配慮したものとする。

(2) 計画の対象

本保存管理計画は、以下の史跡佐渡金銀山遺跡の各地域を対象とする。

表 1-1：保存管理計画の対象

地域	No.	名称	地域	No.	名称
1. 西三川砂金山地域	1-1	西三川砂金山跡	3. 相川金銀山地域	3-9	戸地地区
2. 鶴子銀山地域	2-1	鶴子銀山跡		3-10	大間地区
3. 相川金銀山地域	3-1	相川金銀山跡		3-11	上相川地区
	3-2	道遊の割戸		3-12	上寺町地区
	3-3	宗太夫間歩		3-13	佐渡奉行所跡
	3-4	南沢疎水道		3-14	鐘楼
	3-5	大立地区		3-15	大久保長安逆修塔
	3-6	高任・間ノ山地区		3-16	河村彦左衛門供養塔
	3-7	北沢地区		3-17	吹上海岸石切場跡
	3-8	御料局佐渡支庁跡		3-18	片辺・鹿野浦海岸石切場跡

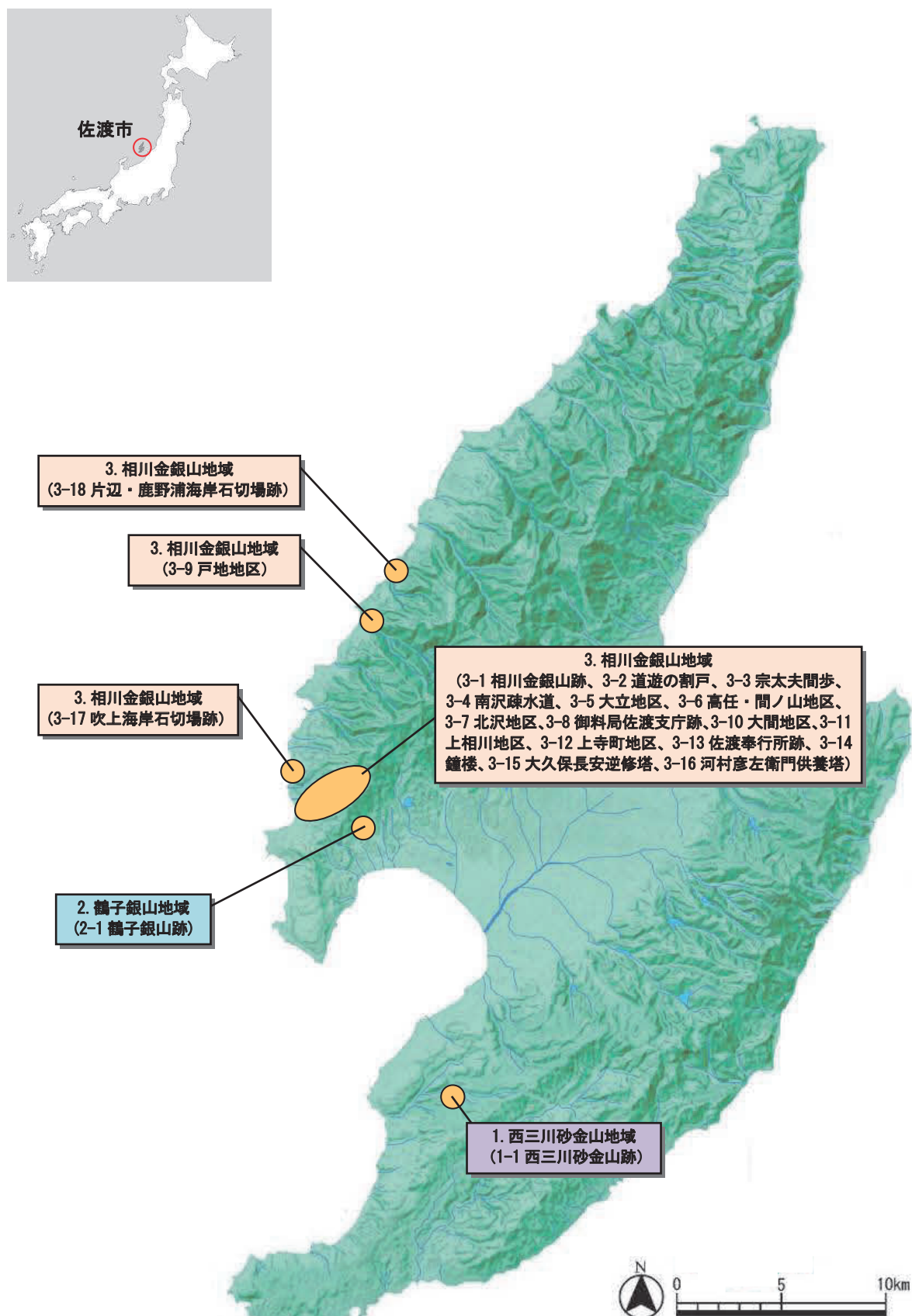


図 1-1：保存管理計画で対象とする地域の位置（広域）

3. 専門家会議の設置と検討経過

(1) 第Ⅰ期

①委員会の設置

史跡保存管理計画策定のため「史跡佐渡金山遺跡保存管理計画策定委員会」を設置し、委員会を平成22年度は4回、平成23年度は4回開催し、検討を重ね保存管理計画書（第Ⅰ期）を作成した。

委員会は、建築、考古、文化財保存、土木史、地質、植物学、科学技術史等の学識者、行政関係者及び所有者等から構成し、多様な観点から学際的な検討を進めた。

史跡佐渡金山遺跡保存管理計画策定委員会設置要綱

平成22年4月23日
佐渡市告示第103号

(設置)

第1条 史跡佐渡金山遺跡に係る保存及び活用の方策を検討し、保存管理計画（以下「計画」という。）を策定するため、史跡佐渡金山遺跡保存管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 史跡佐渡金山遺跡の保存管理に関すること。
- (2) 史跡佐渡金山遺跡の公開活用に関すること。
- (3) 計画の策定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験及び専門知識を有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から史跡佐渡金山遺跡保存管理計画の策定が完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、世界遺産推進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この告示は、平成22年4月23日から施行する。

2 この告示は、史跡佐渡金山遺跡保存管理計画の策定が完了した日に、その効力を失う。

表 1-2：史跡佐渡金山遺跡保存管理計画策定委員会委員名簿

No.	氏 名	所 属 等	専門とする分野
1	伊東 孝	日本大学理工学部教授	土木史・景観工学
2	神蔵勝明	佐渡ジオパーク推進指導員	地質学
3	北村 亮	新潟県埋蔵文化財調査事業団調査課長	考古学
4	木村 勉	長岡造形大学造形学部教授	建造物保存修復
5	斎藤康夫	新潟県農林公社森林・林業課長	所有者等
6	坂井秀弥	奈良大学文学部教授	考古学
7	澤邊一郎	株式会社ゴールデン佐渡取締役社長	鉱山技術(所有者等)
8	鈴木一義	国立科学博物館科学技術史グループ長	科学技術史
9	高橋秀典	新潟県佐渡地域振興局地域整備部計画調整課長	行政関係者
10	高橋三千年	林野庁関東森林管理局下越森林管理署次長	行政関係者
11	田中哲雄	前東北芸術工科大学芸術学部教授	史跡整備
12	中山俊介	東京文化財研究所近代文化遺産研究室長	文化財保存学
13	萩原三雄	帝京大学山梨文化財研究所長	考古学・鉱山史
14	北條睦夫	佐渡市文化財保護審議会委員	植物分類学
	山下信一郎	文化庁文化財部記念物課文化財調査官	オブザーバー
	小田由美子	新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室副参事	オブザーバー
	澤田 敦	新潟県教育庁文化行政課副参事・埋蔵文化財係長	オブザーバー
	尾崎高宏	新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室主任調査員	オブザーバー

(敬称略。所属については委員会設置当時の所属を示す。)

②検討経過

平成 22 年度

日 時	議 題
第 1 回委員会 (平成 22 年 5 月 20 日)	① 史跡佐渡金山遺跡の概要確認 ② 史跡保存管理の方向性の確認 ③ 計画策定までの作業工程の確認
第 2 回委員会 (平成 22 年 9 月 13 日)	① 計画策定において検討すべき項目など委員会での検討範囲 ② 重要な構成要素など史跡佐渡金山遺跡の内容整理 ③ 史跡保存管理計画の方向性 ④ 計画策定までのスケジュール
第 3 回委員会 (平成 22 年 12 月 13 日)	① 保存管理基本方針、機械等の保存管理 ② 整備・活用の基本方針
第 4 回委員会 (平成 23 年 2 月 14 日)	① 検討範囲の拡大及び策定期間延長の確認 ② 現状変更の取扱い基準の検討及び確認 ③ 機械・工具類の取扱い方針の検討 ④ モニタリングの方向性の検討

平成 23 年度

日 時	議 題
第 1 回委員会 (平成 23 年 5 月 27 日)	① 現地視察による課題の把握(近世遺跡) ② 現状変更の取扱い基準(近代遺跡) ③ 緊急保存が必要な近代遺跡の取扱い ④ モニタリングの進め方
第 2 回委員会 (平成 23 年 9 月 20 日)	① 保存管理上の課題の把握(近世遺跡) ② 現状変更の取扱い基準(近代遺跡) ③ 整備の進め方 ④ モニタリングの進め方
第 3 回委員会 (平成 23 年 11 月 29 日)	① 保存管理の基本方針 ② 構成要素の特定と保存管理の内容 ③ 現状変更等の取扱い ④ 来年度以降の整備活用案の内容
第 4 回委員会 (平成 24 年 2 月 23 日)	① 構成要素の特定と保存管理の内容 ② 現状変更等の取扱い ③ 来年度以降の体制

平成 24 年 3 月 31 日 史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画第Ⅰ期 策定

(2) 第Ⅱ期

①専門家会議の設置

「史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画（第Ⅱ期）」策定のため、「史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画策定に関する専門家会議（以下、専門家会議）」を設置し、平成26年度に2回、平成27年度に3回の専門家会議を開催し、検討を行った。

専門家会議は、建築、歴史、考古、文化財保存、土木史、地質、植物学、科学技術史等の学識者、行政関係者及び所有者等から構成し、多様な観点から学際的な検討を進めた。

史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画策定に関する専門家会議開催要綱

平成26年4月1日
佐渡市告示第69号

（趣旨）

第1条 本市において、史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画を策定するに当たり、広く有識者等から意見、助言等を求めるため、史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画策定に関する専門家会議（以下「専門家会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

（意見等を求める事項）

第2条 専門家会議において意見、助言等を求める事項は、次のとおりとする。

（1）史跡佐渡金銀山遺跡の保存管理計画に関する事項

（2）前号に掲げるもののほか、市長が意見等を求める必要があると認める事項

（出席の依頼）

第3条 市長は、専門家会議に、次に掲げる者のうちから15人以内の者に出席を依頼する。

（1）学識経験又は知識を有する者

（2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（座長）

第4条 専門分野会議は、その互選により専門会議を進行する座長を定めるものとする。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する者が座長を務めるものとする。

（関係者の出席）

第5条 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（開催通知）

第6条 市長は、専門家会議の開催日時、場所、意見等を求める案件その他必要な事項を前もって第3条の規定により出席を依頼する者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

（守秘義務）

第7条 専門家会議の出席者は、この専門家会議で知り得た秘密を漏らしてはならない。専門家会議が終了した後も、同様とする。

（庶務）

第8条 専門家会議の庶務は、世界遺産推進課において行う。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、専門家会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

表 1-3：史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画策定に関する専門家会議 専門家及びオブザーバー名簿

No.	氏 名	所 属 等	専門とする分野
1	池上 裕子	成蹊大学名誉教授	中世史
2	木村 勉	長岡造形大学建築・環境学科教授	文化財保存学・建造物保存修復
3	坂井 秀弥	奈良大学文学部教授	古代・中世考古学
4	田中 哲雄	元東北芸術工科大学教授	文化財保存学、史跡整備
5	萩原 三雄	帝京大学文化財研究所長	考古学・鉱山史
6	北條 睦夫	佐渡市文化財保護審議会委員	植物学
7	宮原 一徳	株式会社ゴールデン佐渡取締役社長	鉱山技術
8	安中 康裕	新潟県佐渡地域振興局企画振興部長	保護行政
9	波塚 泰一	新潟県佐渡地域振興局計画調整課長	保護行政（～平成 27 年 3 月）
10	水倉 健	新潟県佐渡地域振興局計画調整課長	保護行政（平成 27 年 4 月～）
	山下 信一郎	文化庁文化財部記念物課文化財調査官	オブザーバー
	市原 富士夫	文化庁文化財部記念物課文化財調査官	オブザーバー
	小田 由美子	新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室政策企画員	オブザーバー
	渡邊 裕之	新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室専門調査員	オブザーバー
	尾崎 高宏	新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室主任調査員	オブザーバー

（敬称略。所属については専門家会議設置当時の所属を示す。）

②検討経過

平成 26 年度

日 時	議 題
第 1 回専門家会議 (平成 26 年 11 月 28 日)	① 史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画（Ⅱ期）の対象と策定の進め方 ② 史跡佐渡金銀山遺跡の価値 ③ 保存管理の基本方針 ④ 史跡佐渡金銀山遺跡を構成する要素 ⑤ 史跡佐渡金銀山遺跡の保存管理上の問題点と対応の方向性 ⑥ 第Ⅰ期の運用上の課題
第 2 回専門家会議 (平成 27 年 3 月 24 日)	① 第 1 回専門家会議を受けた修正 ② 保存管理の方法と地区区分の考え方 ③ 現状変更等の取扱いの基本方針 ④ 周辺環境の保全の考え方 ⑤ 防災の考え方 ⑥ 整備活用の基本方針

平成 27 年度

日 時	議 題
第 3 回専門家会議 (平成 27 年 8 月 27 日)	① 第 2 回専門家会議を受けた修正 ② 保存管理方法と地区区分の検討 ③ 現状変更等の取扱い基準の検討 ④ 周辺環境の保全のあり方の検討 ⑤ 防災計画の検討
第 4 回専門家会議 (平成 28 年 1 月 5 日)	① スケジュールの確認と第 3 回会議を踏まえた修正事項 ② 佐渡金銀山遺跡の本質的価値 ③ 保存管理 ④ 整備・活用 ⑤ 管理運営 ⑥ 今後の課題 ⑦ 第Ⅰ期との統合に向けて
第 5 回専門家会議 (平成 28 年 3 月 24 日)	① 第 4 回会議を踏まえた修正事項 ② 保存管理計画書（案）の確認 ③ 今後のスケジュール

（３）他の委員会・専門家会議との関係

佐渡市では平成 20 年(2008)に、佐渡金銀山遺跡の調査及び保存整備を検討する組織として、佐渡市歴史文化遺産群保存活用検討委員会を設置したが、その後の史跡の広域化と保存方法の多様化により委員会の機能を見直すことが必要となった。

このことから、佐渡市では平成 22 年(2010)に史跡の価値をより一層明確にするための調査を指導する目的で佐渡金銀山調査指導委員会が設置されることとなった。また同時に、史跡の適切な保存管理のための基準と整備及び活用に関する基本方針である「保存管理計画」を策定するために史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画策定委員会を設置した。加えて、その保存管理計画に基づいた整備活用計画を策定する目的で史跡佐渡金銀山遺跡保存管理委員会を設置した。

一方、佐渡金銀山遺跡を含む佐渡の鉱山遺跡の世界文化遺産への登録を目指す動きが活発化し、平成 22 年 11 月には「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」が世界遺産暫定リストに登録された。平成 22 年 9 月には新潟県の所掌で佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会が設置されると、佐渡市が所管する佐渡金銀山遺跡に関連する上記の諸委員会と相互に連携して、平成 28 年(2016)現在に至るまで定期的に世界文化遺産登録に向けた諸課題について検討を重ねている。

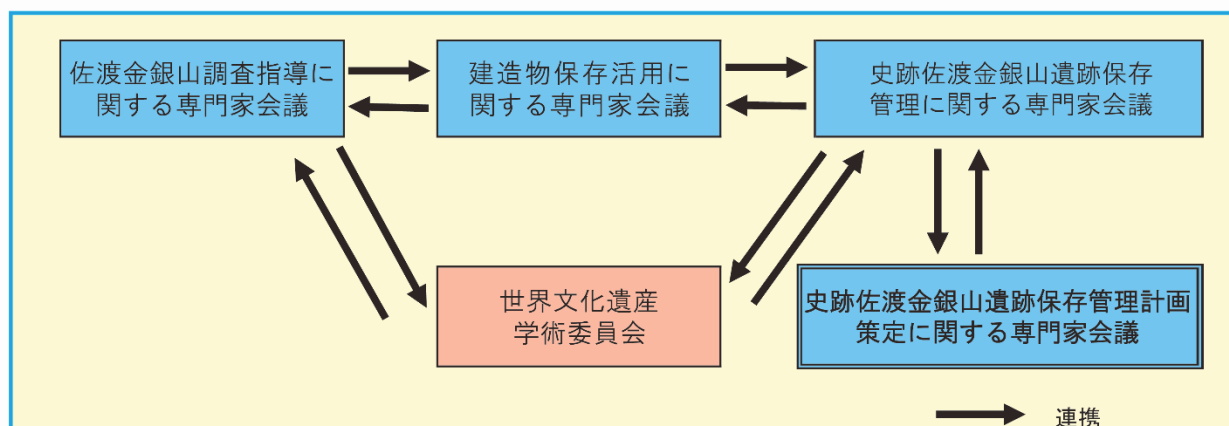
平成 25 年(2013)11 月には佐渡市において附属機関及び懇談会等の設置運営に関する見直し（「佐渡市附属機関等の設置運営等に関する要綱」訓令第 16 号）が図られ、平成 26 年(2014)4 月 1 日から上記の委員会はそれぞれ、「佐渡金銀山調査指導に関する専門家会議」（告示第 67 号）、「史跡佐渡金銀山遺跡保存管理に関する専門家会議」（告示第 66 号）、「史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画策定に関する専門家会議」（告示第 69 号）と名称を改めた。また、重要文化財建造物の保存・整備及び活用方策の検討を行う目的で同日に「佐渡市建造物保存活用に関する専門家会議」（告示第 68 号）を新たに設置した。

以上の県・市が所管する委員会・専門家会議は等しく文化財保護を目的としており、対象とする地域・物件が重複していることから、相互に連携・調整を図りながら運用していく必要がある。そのため、それぞれの委員会・専門家会議は委員の重複を図り、情報を共有している。

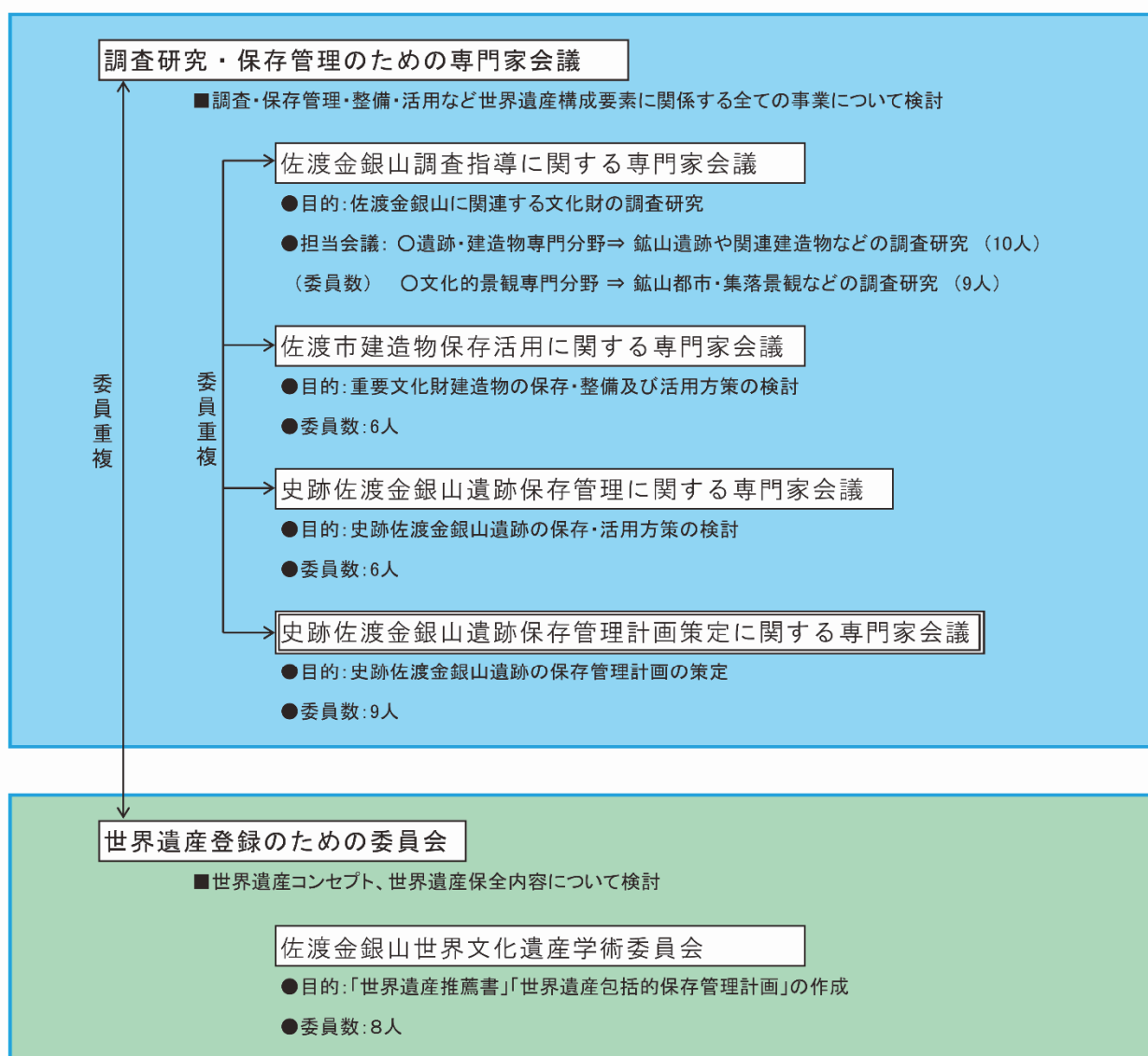
■史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画関連委員会・専門家会議について

委員会・専門家会議相関図

佐渡市が所管する専門家会議
新潟県が所管する委員会



委員会・専門家会議組織



平成28年3月現在

